

富山大学人文学部インターンシップ等実施要項

平成 15 年 6 月 4 日制定
平成 28 年 5 月 11 日改正
平成 30 年 5 月 9 日改正
令和元年 12 月 11 日改正
令和 5 年 3 月 6 日改正

1. この要項は、インターンシップ及びキャリアスタディ（以下、「インターンシップ等」という。）の実施に関し必要な事項を定める。
2. インターンシップ等は、次の授業科目として実施する。

インターンシップⅠ	1 単位	（5 日以上 10 日未満）
インターンシップⅡ	2 単位	（10 日以上）
キャリアスタディⅠ	1 単位	（5 日以上 10 日未満）
キャリアスタディⅡ	2 単位	（10 日以上）
3. インターンシップ等の実施は、原則として夏季休業期間中とする。
4. インターンシップの実施対象年次は、3 年次以上とする。
キャリアスタディの実施対象年次は、2 年次とする。
5. インターンシップ等の実施場所は、学部で定める企業または官公庁（以下「企業等」という。）とする。
6. インターンシップ等の実施に際しては、十分な事前指導を行うものとする。
7. インターンシップ等の成績評価は、インターンシップの実施企業等の評価及び学生からの報告書に基づき、就職・キャリア支援委員会が判定する。
8. インターンシップ等を履修する学生は、所定の期日までにインターンシップ等届出書兼履修票を人文学部教務担当に提出しなければならない。
9. インターンシップ等を終了した学生は、終了後、所定の期日までにインターンシップ等報告書を担当教員に提出しなければならない。
10. インターンシップ等を履修する学生は、学研災付帯賠償責任保険に必ず加入するものとする。
11. この要項に定めるもののほか、インターンシップ等に関し必要な事項は、就職・キャリア支援委員会で協議する。